

上島町議会 第2回定例会

本定例会は6月16日（火）に開会し、議案19件が原案どおり可決され、同日閉会しました。審議結果等は次のとおりです。

専決処分

■上島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫等作業手当の支給対象の拡大によるもの。
— 原案承認 —

■上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例
傷病手当金を支給する市町に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うとのことの記載が盛り込まれたもの。
— 原案承認 —

■令和2年度上島町一般会計補正予算（第2号）
— 原案承認 —

■令和2年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
— 一般会計 —

補正額 6億7,800万円

国の補正予算成立等による緊急な対応が必要であったため。

▼特別定額給付金（10万円／人）
▼子育て世帯への臨時特別給付金（児童手当上乗せ1万円／児童）

▼雇用維持助成金・新型コロナウイルス感染症対策資金子補助（国民健康保険事業会計）
補正額 80万円
新型コロナウイルス感染症の感染者への傷病手当支給に備えるため。

▼上島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
— 原案承認 —

■令和2年度上島町一般会計補正予算（第3号）補正額 1億9,000万円
新型コロナウイルス感染症対策として影響を受けた事業者・個人に対する町単独の支援策を早期に開始していくため。

【事業者等支援】

▼航路事業者応援助成金
▼上島町農漁業者支援事業
▼中小企業応援給付金
▼上島町宿泊予約延期等協力金
▼上島町飲食店応援スタンブカード事業
▼上島町宿泊事業者応援割
【感染対策（対策備品・消耗品等）】
▼コロナウイルス感染者搬送対策用備品
▼感染対策用消耗品（備蓄品）
【子育て支援】
▼子育て応援給付金事業
▼要保護・準要保護児童生徒就学援助
▼特別支援学級就学奨励事業
▼一斉臨時休業対策給食費支援事業
【GIGAスクール】
▼校内配線、ネットワーク等整備事業

会計名	一般会計
補正額	1,300万円
総額	80億5,000万円
主な内容	救急車庫建設工事 790万5千円 町道海原先田名後線 道路法面復旧工事 1,000万円

会計名	公共下水道事業会計
補正額	1,100万円
総額	3億5,800万円
主な内容	弓削・生名浄化センター長寿命化工事実施設計業務1,108万円

会計名	魚島船舶事業会計
補正額	290万円
総額	1億3,740万円
主な内容	人事異動等に伴う職員人件費 293万7千円

会計名	生名船舶事業会計
補正額	300万円
総額	2億6,880万円
主な内容	旅客傷害等賠償金 344万円

条例の改廃

▼GIGAスクール1人1台端末整備事業
— 原案承認 —

補正予算

ほか条例の一部改正2件

■上島町土地開発基金条例廃止する条例
設置目的である公共用地の先行取得の必要性が薄れ、今後の活用見込みが低いので廃止するもの。
— 原案可決 —

■上島町税条例の一部を改正する条例
— 原案可決 —

その他

■工事請負契約の締結について
▽事業名 防災情報伝達システム構築工事
▽契約方法 随意契約
▽契約金額 2億8,820万円
▽契約の相手方 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ四国（松山市）
— 原案可決 —

ほか4件

児童扶養手当受給資格者の皆さまへ～現況届提出のご案内～

受給資格者全員（全部支給停止の方を含む。）が対象で、毎年8月1日から8月31日までの間に「児童扶養手当現況届」を提出していただく必要があります。2年間提出しないと受給資格がなくなりますので、気をつけてください。

8月初旬までに専用の届出用紙が届きますので、必要な書類とあわせて提出してください。

◇所得の制限◇

受給資格者、受給資格者と生計を同じくする民法上の扶養義務者（児童の祖父母など）について、それぞれ前年の所得による所得制限があります。所得制限の額は、扶養親族の数などによって異なります。また、公的年金等を受給されている場合は、手当額の全部または一部が支給停止になる場合があります。

●所得制限限度額表

扶養親族等の数	前年分所得（4月～7月分手当は前々年分所得）		
	請求者（本人）		扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者の所得制限限度額
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人以上	以下38万円ずつ加算		

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

障害年金を受給しているひとり親家庭が「児童扶養手当」を受給できるように見直します

「児童扶養手当法」の一部を改正により、令和3年3月分から障害年金を受給している方の「児童扶養手当」の算出方法が変わります。

見直しの内容（令和3年3月分（令和3年5月支払）から）

◆現在、障害年金を受給しているひとり親家庭は、障害年金額が児童扶養手当額を上回る場合には、児童扶養手当が受給できず、就労が難しい方は、厳しい経済状況におかれています。

そこで、「児童扶養手当法」の一部を改正し、令和3年3月分から、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給することができるように見直します。

◆なお、障害年金以外の公的年金等（※）を受給している方は、公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給していますが、改正後も同じく、公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

（※）遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など。

●限度額に加算されるもの

- 1 受給資格者（本人）** 同一生計配偶者（70歳以上に限る）または老人扶養親族10万円/人、特定扶養親族または控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）15万円/人
- 2 扶養義務者** 老人扶養親族6万円/人
※扶養親族等がすべて老人扶養親族の場合は1人を除く。

●所得額の計算方法

所得額＝年間収入－必要経費（給与所得控除額）＋養育費（※）－8万円－下記の諸控除

控除名	控除額
障がい者控除 勤労学生控除 寡婦寡夫控除	27万円
特別障がい者控除	40万円
寡婦特例	35万円
配偶者特別控除 医療費控除等	地方税法で控除された額

※児童の父（母）から、その児童について扶養義務を履行するための費用として、母（父）および児童が受け取る金品等で、その金額の8割の額

●問い合わせ

弓削 住民課 ☎77-2503
生名 住民課 ☎76-3000
岩城 住民課 ☎75-2500
魚島 住民福祉課 ☎78-0011

◆子どもが1人の場合 全部支給：43,160円
一部支給：43,150円～10,180円（所得に応じて決定）
◆子ども2人目の加算額 全部支給：10,190円
一部支給：10,180円～5,100円（所得に応じて決定）
◆子ども3人目以降の加算額（1人につき）
全部支給：6,110円
一部支給：6,100円～3,060円（所得に応じて決定）

◆既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方は、原則、申請は不要です。
◆それ以外の方は、児童扶養手当を受給するためには、お住まいの市区町村への申請が必要です。
※令和3年3月1日より前でも、事前申請は可能

◆通常、手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障害年金を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった方のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている方は、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。
◆令和3年3月分と4月分の手当は、令和3年5月に支払われます。